

4 宮田小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

ア いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

イ 基本姿勢

全教職員が以下の基本的な認識に立ち、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

- (ア) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (イ) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (ウ) いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (エ) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (オ) いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (カ) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (キ) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (ク) いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの防止に関する具体的方策

ア 未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

<具体的な対応策>

- (ア) 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくりに努める。
- (イ) 教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することで、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。
- (ウ) 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、いのちの教育を推進し豊かな心を育てる。いじめや思いやりに関する内容を取り上げ、道徳科や学級活動の授業を行う。
- (エ) 「標語募集」「宮田っ子宣言」等自主的な児童会活動を通して、いじめを生まない土壌をつくる。
- (オ) いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、教職員の人権感覚を磨く研修を行う。
- (カ) 特に配慮が必要な児童については、特別支援コーディネーターと連携し、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

イ 早期発見

いじめの早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。また、いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

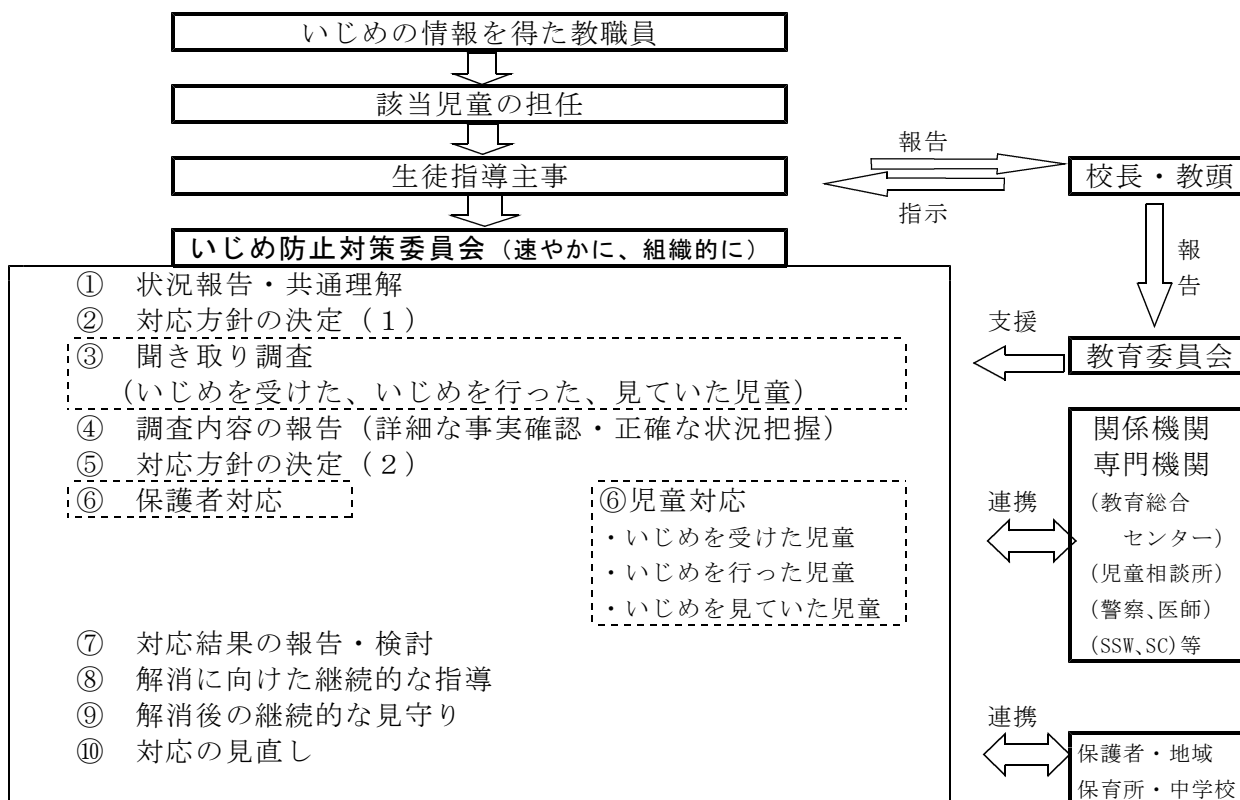
<具体的な対応策>

- (ア) 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、日記の内容や普段の授業の様子等から、生徒指導主事が中心となって、教職員間で情報の共有に努める。
- (イ) 気軽に相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、市教育総合センター等と連携し、相談体制の充実を図る。
- (ウ) アンケートや調査を定期的に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

ウ 事案対処

いじめの兆候を発見したときは、校長の指導の下、生徒指導主事が発信者となり、速やかに組織的に対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、事案に応じ、家庭や教育委員会（市教育総合センター）、関係機関と連携する。

<いじめ対応の基本的な流れと対応>



- (ア) いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す
 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- (イ) 速やかに事実確認と情報の共有を図る。
 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導の下に教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- (ウ) いじめられた児童への対応
 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。安心感や自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 発見したらすぐに事実確認を行い、早急に家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えるとともに学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (エ) いじめた児童への対応
 いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
 保護者に対して、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(オ) 周りの児童への対応

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。いじめを許されない行為だと訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

(カ) 継続した指導

いじめが解消した判断は、次の二つをもって行う。

○いじめの行為が止んでいるということ（目安 3か月）

○被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと（面接）

また、いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

エ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

(ア) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携協力し、双方で指導を行う。

(イ) 早期発見・事案対処

書き込み、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。学校、保護者だけでは解決が困難な場合、警察等の専門機関との連携を行う。

(3) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等と、学校評議員、心理や福祉の専門家（必要に応じて参加）による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。また全教職員による「拡大いじめ対策委員会」を開催する。

ア いじめ問題への組織的な対応

＜「いじめ防止対策委員会」の役割＞

(ア) 宮田小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。

(イ) 学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。

(ウ) 重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（市教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。

(エ) 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。

(オ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

いじめ防止対策委員会

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、【必要に応じて学校評議員、SC、SSW等も参加】 等

＜「拡大いじめ対策委員会」（全教職員参加）の役割＞

(7) 学期に1回程度開催し、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報を共有し、児童の見守りや支援に努める。

(4) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

＜具体的な取組＞

ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。

イ 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

ウ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。

エ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等)

オ スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

(5) いじめ防止年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4月	○いじめ防止対策委員会 ○拡大いじめ対策委員会	○生徒指導便りの発行 ○保護者への説明
5月	○児童会によるいじめ防止活動 (挨拶・ほかほか言葉運動等)	
6月	○いじめ調査、教育相談(面接)の実施 ○いじめ防止対策委員会・拡大いじめ対策委員会 ○Q-Uの実施	○保護者アンケート ○生徒指導便りの発行
7月	○いじめに関する標語募集(夏の作品募集) ○児童及び保護者を対象とするいじめ防止講演会	○保護者会 ○学校評価(いじめについて)
8月	○いじめについての校内研修会	
9月	○いじめ防止対策委員会	○生徒指導便りの発行 ○祖父母学級
10月	○児童会によるいじめ防止活動 (挨拶・ほかほか言葉運動)	
11月	○いじめ調査、教育相談(面接)の実施 ○拡大いじめ対策委員会 ○Q-Uの実施	○保護者アンケート ○生徒指導便りの発行
12月	○保護者会における啓発活動	○保護者会 ○学校評価(いじめについて)
1月	○いじめ防止対策委員会 ○いじめについての校内研修会	○生徒指導便りの発行 ○学習公開
2月	○いじめ調査、教育相談(面接)の実施 ○拡大いじめ対策委員会	○保護者アンケート
3月	○活動の見直しと次年度の計画	

(6) 方策の公開と見直し

ア 学校評価にいじめ防止の方策に関わる項目を入れ、毎年、見直しを図る。

イ 保護者、子供へ説明し、意見を聞いていじめ防止対策委員会で協議する。